

令和3年第12回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年11月22日(月) 13時45分～

2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室

3 出席委員
(16名)

会長	16番	中川和則
会長職務代理者	15番	佐々木昭英
委員	1番	金子忠博
委員	2番	佐々木達也
委員	3番	高橋かおる
委員	4番	白澤克美
委員	5番	熊谷洋司
委員	6番	川村良道
委員	7番	川村和男
委員	8番	佐々木博
委員	9番	星川忠博
委員	10番	藤原幸藏
委員	11番	佐藤俊孝
委員	12番	高原弘明
委員	13番	阿部江利子
委員	14番	白澤和実

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議録書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 使用貸借解約通知について

日程第7 報告第3号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第8 報告第4号 転用許可等不要農地の現状変更届出について

日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について

日程第10 議案第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について

日程第11 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について

日程第12 議案第4号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について

日程第13 議案第5号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について

日程第14 議案第6号 農地利用集積計画に対する意見決定について

日程第15 議案第7号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請
に対する許否決定について

5 説明員

農業委員会事務局

事務局長 高 橋 保

主査 岩 館 貴 紀

主任主事 藤 原 佳芳里

6 会議の概要

議長

会議に先立ちまして皆さまにお知らせいたします。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。新型コロナウイルス感染症対策のため、議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行いたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願ひします。

本日の出席委員は16名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただいまから令和3年第12回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

それでは、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

議長

《異議なしの声》

それでは当職より指名します。7番川村和男委員、8番佐々木博委員、9番星川忠博委員をお願いをいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、岩館貴紀主査をお願いします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご説明いたします。

10月22日（金）にあっせん事業を3件、それぞれ担当委員を指名し行いました。

10月25日（月）矢巾町都市計画審議会に出席しております。

10月28日（木）と29日（金）と2日間にかけて、あっせん事業を3件、それぞれ担当委員を指名し行いました。

あっせん事業の内容については、後ほどの全員協議会で担当から説明があります。

11月に入りまして、4日（木）、5日（金）にかけて、現地調査を行っております。

11月9日（火）女性の農業委員初任者のための研修会が、エスポワールいわてで開催され、高橋かおる委員が出席しております。

11月10日（水）岩手県農業委員会大会が都南キャラホールで開催され、委員8名が出席しております。

11月12日（金）いわてポラーノの会の理事会が、紫波町情報交流館大スタジオで開催され阿部江利子が出席しております。

11月15日（月）に午前と午後にかけて、農地移動に係る現地調査を行っており、本日、11月20日（月）の第12回矢巾町農業委員会総会を開催となっております。

何かご質問等ありますか。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

はい、11番佐藤です。10月25日に矢巾町都市計画審議会が開催されており、会長が出席されております。

概要的なところで結構でございますので、その要旨について、お知らせいただければと思います。

議長

今回の審議会では3項目にわたり審議しております。

1つ目は、盛岡広域都市計画地区で間野々の地区計画の決定案になります。この都市計画審議会を経て、12月上旬に都市計画決定となる見込みです。

2つ目は、盛岡広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」変更案及び盛岡広域都市計画「区域区分」の変更案に対する意見についてになり、県の計画変更に係ることについて矢巾町都市計画審議会の意見を求めるものになります。

3つ目は、盛岡広域都市計画道路の変更案に対する意見についてで、盛岡南道路にかかるものについて、矢巾町都市計画審議会の意見を求めるものになります。

以上でございます。

佐藤俊孝委員

ありがとうございました。

議長

その他、質問等ありますか。

《異議なしの声》

議長

それでは、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《報告第1号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より補足説明させていただきます。

番号2と3については、お二人が同じ農地の所有権を2分の1ずつ相続したものです。農地について、田はすでに次の耕作者が決まっております、来月の総会であげる予定です。また、畑については、空家に付属する農地として売却をすることを所有者に提案しております。

続きまして、番号6と7につきまして、相続人は同じ方ですが、被相続人が異なるため、2件としております。

以上でございます。

議長 それでは質疑がございましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番佐藤です。今回のそれぞれの相続の件についての営農状況をお知らせいただければと思います。また、権利を取得した日からこの届出に至るまでの年月が長く経過しているものがあります。その内容について把握しているのであればお知らせいただければと思います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番佐藤俊孝委員のご質問に答えいたします。

番号1と番号4から番号7につきましては、自作地となっております。また、番号2と3につきましては、先ほど説明したとおり、貸借をしておりますので、いずれにしても、耕作放棄地には繋がらないものと考えております。

それから2点目についてですが、権利を取得した日は被相続人が亡くなった日であり、その後、相続登記が終わったことにより、農業委員会への届け出がなされたものになります。その期間が空いたことについての理由は把握していないところです。

以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、わかりました。

議長 その他質疑ございますか。

《なしの声》

議長 次に進みます。

日程第6、報告第2号使用貸借解約通知について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《報告第2号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 番号1と2については、間野々地区の開発区域であり、農地転用予定のため解約となりました。番号3については、公共事業により耕作地である牧草地が減少する●●●●氏に代替地として新しく貸借を結ぶため、解約となります。現耕作者の●●●●氏は、この農地を牧草地としておりましたが、牛の飼育頭数が減り、牧草の必要量も減少したため、今回の解約による●●●●氏の農業経営の影響はありません。

以上でございます。

議長 それでは、質疑に入ります。質疑がございましたら挙手を願います。

《なしの声》

議長 次に進みます。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 10番、藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 次の報告事項であります。私が所属している法人に関連するものですが、退席する必要があるのかお伺いします。

議長 はい、次の報告案件については、10番藤原幸藏委員が所属する法人に関わりがありますので、退席をお願いします。

藤原幸藏委員が退席するまで休憩といたします。

「休憩 14:02」

「再開 14:03」

議長 再開します。

日程第7、報告第3号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 「報告第3号 朗読」

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。

番号1と2については、先月、提出があった、●●●●が耕作していた農地について、現在は道路の拡幅工事により農地面積が減少となったため、解約するものです。

番号3から7については、間野々地区の開発により農地転用予定のため解約となりました。

番号8と9については、新しい耕作者は決まっておきませんので、他の農地とともに、あっせん事業に挙げることとなりました。

また番号6、7につきましては新しい耕作者に貸借予定のため解約するものとなっております。

以上でございます。

議長 それでは質疑がございましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 8番、9番の関係です。新たな契約を結ぼうとしているということを説明いただきました。今回解約をしようとする理由について、わかる範囲内でお知らせいただければと思います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。

番号8の●●●●氏と番号9の●●●●氏についてですが、当初の貸借契約時に2、3年間という両者の話し合いがあったと聞いております、理由については事務局では把握しておりません。

以上でございます。

議長 他、質疑ありますか。

「なしの声」

議長 次に進みます。

10番藤原幸藏委員が着席するまで休憩といたします。

《休憩 14:10》

《再開 14:11》

議長

それでは、再開いたします。

日程第8、報告第4号転用許可等不要農地の現状変更届け出についてを議題といたします。

議題については事務局より朗読させます。

《報告第4号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局から補足説明させていただきます。報告第4号の番号1につきまして、耕作の利便をよくするために暗渠の埋設を行う予定のため、届出がありました。また、改良後は、●●●●が耕作予定であり、議案第6号に提案いたします。

以上でございます。

議長

それでは、質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長

次に進みます。

お諮りいたします。

日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、

日程第10、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、

日程第11、議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定については農地法第3条にかかわるに関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

議長

異議なしとのことですので、一括して議題といたします。

日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、

日程第10、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、

日程第11、議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

《議案第1号、第2号、第3号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より補足説明させていただきます。

お手元の別添農地法第3条調査書をご覧ください。農地法第3条許可要件が記載されております。

番号1から番号5につきまして、これにより、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

番号1、番号2については、あっせん事業により売買が成立しており、一部が組み田となっているため、一体として耕作できるよう●●●●氏が購入いたしました。

番号4について、●●●●氏の耕作地は5反歩を超えませんが、取得する農地は小さく、形がいびつであるため、隣接する農地の所有者である●●●●氏が取得しなければ、利用することが困難であるため、下限面積要件の例外に当たるものと思われます。

番号5、番号6もあっせんにより売買が成立いたしました。

番号7について、●●●●氏の自宅の隣地の農地を購入するものです。議案第3号の賃貸借する耕作地と合わせて5反歩要件を満たすものになります。

続きまして、議案第2号につきましてご説明させていただきます。

この案件につきましては、盛岡南道路の拡張工事に伴い、●●●●氏が耕作していた場所が土砂置場として使用されるため、代替地として貸借するものです。農地は牧草地であること、また以前も使用貸借での契約であったことから、今回も使用貸借での契約となります。

続きまして議案第3号の補足説明をいたします。

この案件につきまして、金額が10a当たり3,000円と低額になっておりますが、●●●●氏と●●●●氏は●●●●に所属しており、双方合意の上このような金額になったと聞いております。

●●●●で使用している育苗用のビニールハウスがある農地について●●●●氏が購入し、5反歩要件を満たすようにするものになります。組合員として耕作しているので、実際は5反歩以上耕作しているものと思われます。

以上でございます。

議長 それでは、11月15日に農地転用で調査を行った担当委員より調査結果を報告願います。

川村和男委員 はい、7番川村和男です。11月15日に阿部江利子委員と事務局で現地調査をしました。

●●●●には、ビニールハウスが設置されていますが、育苗ハウスになっていて、所有権移転は許可できるものと考えます。

以上でございます。

議長 その他補足説明がありましたら、挙手願います。

《なしの声》

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 はい、11番佐藤です。

議案第1号の番号7の●●●●氏は今回596㎡の農地を所有したいものです。それと議案第3号の賃借権設定の面積は1,894㎡であり、自分が所有している田が2,800㎡を含めると、50a要件を満たすという内容でこれらを同時並行で審議することによろしいでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。
はい、そのとおりでございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 続けてご質問いたします。その確認のもとに、●●●●氏は、先ほどの説明で●●●●の説明が出ておりましたが、営農組合員として耕作していることでよろしかったでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。●●●●氏は●●●●の組合員として耕作しております。
以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 はい、続けて質問いたします。先ほど議案第1号のところで川村和男委員から現地調査の説明がありました。
番号7につきましては、●●●●の説明でしたが、●●●●についても同様に耕作していると思われませんが、そのあたりの説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。
大変失礼いたしました。この案件につきましては、2筆についての説明が必要でその部分が落ちていました。両筆とも、●●●●氏が農地管理しております。その部分につきまして資料への加筆をお願いします。
以上、よろしくをお願いします。

議長 その他質疑ありますか。

議長 ≪なしの声≫

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。
討論ございませんか。

議長 ≪なしの声≫

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
≪挙手多数（全員）≫

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。
次に進みます。
議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
≪挙手多数（全員）≫

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。

議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長

挙手多数ですので、許可することに決します。

次に進みます。

お諮りします。

日程第10、議案第4号農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、

日程第11、議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借設定許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

議長

異議なしとのことですので、一括して議題といたします。

日程第12、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する拒否決定について、

日程第13、議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

《議案第4号、第5号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局から補足説明させていただきます。

まず、議案第4号についてですが、当該地は役場●●●●キロに位置し、●●●●線に隣接しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。周辺は10ヘクタール以上の一団の農地であるため、第1種農地と判断いたしました。この案件につきましては空き家売却のために確認したところ、農地となっていたため、今回、適用外証明を申請していただいたものでございます。

続きまして、議案第5号につきまして、補足説明させていただきます。

役場●●●●キロに位置し、東側は●●●●号線に隣接しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。周辺は10ヘクタール以上の一団の農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

●●●●氏の息子である●●●●氏が後継ぎとなります。現在の宅地と隣接する農地を転用し、農家分家を建築する形となります。

以上でございます。

議長

それでは11月6日に農地転用現地調査を行った農業委員より、結果調査結果を報告願います。

高橋かおる委員

はい、3番高橋です。

まず、議案第4号につきまして補足説明させていただきます。

当該農地は、昭和43年ころから住宅用地として使用されてきました。この度、空家の売買のために地目を確認したところ、農地であることが判明いたしました。道路側については耕作可能ではありますが、面積が小さく、家庭菜園規模であります。20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は困難であることから、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断いたします。

続きまして、議案第5号について補足説明させていただきます。

当該農地は、農振白地であり生産性の高い農地ではないところです。農家分家住宅建築にあたり、最小限の面積と判断いたします。市街化区域内に宅地等を所有していないことから、転用はやむを得ないと判断いたします。

以上でございます。

議長

その他、補足説明がありましたら説明願います。

《なしの声》

議長

それでは、質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

《なしの声》

議長

討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。

議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する拒否決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決します。

次に進みます。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決します。

次に進みます。

日程第14、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

《議案第6号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より議案第6号につきまして補足説明させていただきます。

番号1の●●●●氏と●●●●氏の案件につきましてはあっせん事業で行ったものになります。

番号2につきましては、使用貸借権解約についてご審議いただいたものであり、今回、●●●●氏が●●●●氏に貸借を締結するものになります。

番号5の●●●●氏から●●●●への貸借につきましては、先ほど報告第4号で審議いただきました現状変更に係るものになります。

以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。

日程第15、議案第7号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

《議案第7号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より議案第7号について補足説明をさせていただきます。

こちらの案件につきましては、相続税について、相続人が引き続き農業経営を行うことを条件に納税を猶予しているのですが、3年に1回税務署に証明書を提出することが義務付けられているものです。

今回申請いただいた●●●●氏につきましては、平成30年に相続を受けてから、自作地として耕作しており、平成30年2月10日から令和3年11月22日まで、適正に耕作されているものであり、本申請については認められるものと考えております。

以上でございます。

質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

討論ございませんか。

《なしの声》

議長 議案第7号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

挙手全員（多数）ですので、証明を許可することに決します。

議長 以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。

皆さま、大変お疲れ様でした。

《終了 14:47》

以上は、令和3年11月22日、矢巾町役場大会議室において開催された、令和3年第12回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番